

第10回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月7日(火)午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員(22名)

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
7番 平井 照也	8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹
10番 高山 和典	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一
13番 仁田原 一太	15番 田形 隆徳	16番 大津 達喜
17番 伊藤 正博	19番 松本 敬介	20番 井手 洋一
21番 原 義博	22番 丸林 京市	23番 堤 正義
24番 月足 靖彦		
4. 出席最適化推進委員(16名)

1番 伊藤 正二	2番 池田 和本	5番 樋口 祐二
13番 中嶋 壽敏	14番 松延 清隆	16番 延 和洋
20番 溝田 正忠	23番 馬渡 高人	26番 田中 勝之
28番 野中 敏光	29番 益本 秀明	30番 森 義則
32番 東 正洋	40番 中村 善徳	43番 山口 史登
45番 二田 俊秀		
5. 欠席委員 農業委員(2名)

14番 八田 久男	18番 小川 哲朗
-----------	-----------
6. 欠席委員 最適化推進委員(3名)

10番 平島 修	27番 水本 敏明	38番 江上 富男
----------	-----------	-----------
7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

議案第	45号	八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について
議案第	46号	八女市地域計画の変更に係る意見照会について
報告第	19号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	47号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について
議案第	48号	農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 49号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画の意見照会について

議案第 50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞
希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美
上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様こんにちは。10月になりましたけれども、今日は久留米では最高気温が34度だったという事で猛暑日じゃないかという様な記録が出ております。また、農業委員さん推進委員さんには農地パトロールで大変お世話をいただいていますことを感謝申し上げます。大体八割方くらいこの八女市内での農地パトロールは完了しているんじゃないかと思えます。まだこれからという所は大変お忙しい中ですが、またよろしく申し上げます。また、国の方では既にご承知のとおり4日に高市早苗さんが自民党総裁に選出されました。あの方が臨時国会で首相になりますと、自民党結党以来初めての女性の首相が誕生するのではないかと言われております。農業予算の増額や食料自給率の向上に向けた発言を積極的に行われておりましたので、今後の農業政策には積極的にまた安定的な政策をしていただけるように期待をするところでございます。本日は令和7年第10回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員22名、

農地利用最適化推進委員16名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、10

番 高山 和典 委員、11番 國武 覚 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

案件の朗読を事務局よりお願いいたします。

(案件朗読)

事務局朗読のとおり報告1件・議案6件を一括議題といたします。

1ページをお願いします。

議案第45号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について八女市農業振興課より説明をお願いします。

農業振興課

こんにちは。農業振興課の角と申します。よろしく申し上げます。八女市より地域計画の変更について意見照会をさせて頂いておりますので、内容について説明いたします。

この制度については、優良な集団的農地を守るため、確保すべき農用地等の目標を設定し、今後10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るため優良農地を確保・保全していくためのものです。

そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行いますが、農振農用地になっている土地については、その前段で農振農用地からの除外手続きが必要となっております。

また、逆に農振農用地になっている土地につきましては、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きがございます。

なお、農振除外の手続きにつきましては

① 農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと

	<p>② 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>③ 農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと</p> <p>④ 担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること</p> <p>⑤ 農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと</p> <p>⑥ 農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること</p> <p>以上の6要件を満たしている必要があります。</p> <p>八女市では6月1日～7月15日、12月1日～1月15日の年2回の申請受付を行っており、今回は令和7年6月1日～令和7年7月15日に受付を行ったものを令和7年9月24日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件のうち編入申請3件、除外申請7件、用途区分の変更1件について意見照会を行うものです。</p> <p>なお、この協議会には農業委員会からの選出で副会長のお二人と、各地区協議会代表として複数の農業委員の皆様が委員となっていていただき、今回の案件についてもご協議いただいております。</p> <p>詳細については、議案書1ページから5ページのとおりです。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>農業振興課の説明が終わりました。何か質疑はございませんか。4番牛島委員どうぞ。</p>
農業委員 4番	<p>m²のうち何m²とかいてありますけれど、残りはどうなるんでしょうか。</p>
農業振興課	<p>何ページの案件ですか。2ページの分ですね。</p> <p>はい、こちらの案件につきましては、補助事業を利用したいという事で農振農用地への編入になります。3筆ですね、何m²のうち何m²という記載をしていますが、余った場所につきましては既に建物が重なっている部分になりまして、その部分は宅地としての使用用途という事で今回の編入の方には含めず、記載している面積範囲内を編入という事で農振農用地として利用していくとい</p>

議 長	<p>うところで、このような記載をしております。</p> <p>よろしいでしょうか。はい、ほかに何かありませんか。 それでは質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは農業委員会としては農業振興地域からの除外について、 周辺の営農に影響がないように要請して、申し出のとおり適当で であると答申する事といたします。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので適当であると答申いたします。 次へ進みます。6ページをお願いします。 議案第46号 八女市地域計画の変更に係る意見照会について 八女市農業振興課より説明をお願いします。</p>
農業振興課	<p>八女市では地域計画の変更について意見照会をさせて頂いてお りますので、内容について説明いたします。 まず農業振興地域内の土地について、農用地区域いわゆる青地農 地から除外する場合は事前に地域計画区域から除外しなければ ならないため除外の申し出がっております。また編入につきま しては補助事業を申請するにあたり、地域計画に位置づけられて いることが要件となっているため編入の申し出がござい ます。これらの計画変更を行うには予め、関係機関の意見を聴く事 とされているため、今回、編入4件、除外7件について意見聴取 を行うものです。</p> <p>なお、令和7年9月1日から令和7年9月15日までホームペ ージでパブリックコメント方式で意見聴取を実施した結果、意見 等はありませんでした。詳細については、議案書6ページのとおり です。</p>
議 長	農業振興課の説明が終わりました。質疑を行います。

<p>農業委員 4番</p>	<p>4番牛島委員どうぞ。</p> <p>先ほど聞いた関係ですけれども、2ページには554㎡の内の545.5㎡、924㎡の内の813.48㎡が編入と記載してありますが、6ページにはそのまま、554㎡、924㎡が編入となっていますがどういう事ですか。</p>
<p>農業振興課</p>	<p>はい、地域計画上は筆で登録しておりますので、筆の面積を記載しております。</p>
<p>農業委員 4番</p>	<p>本来なら6ページも2ページと同じように書くべきじゃないですか。</p>
<p>農業振興課</p>	<p>地域計画においては、面積を地域計画図に塗って示す事になります。内何㎡とすると、色塗りが困難になりますので筆で色を塗っていくかたちにしております。あくまで地域計画上は1筆の面積で地域計画に編入、除外をしておりますので、筆上の面積を記載させていただいております。</p>
<p>議 長</p>	<p>よかですか。周りの方も分かりましたか。</p> <p>地番で表記するという事でいいですね。</p> <p>ほかに質疑はございますか。それでは質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がないようですので、適当であると答申いたします。</p> <p>それでは次に進みます。7ページをお願いします。</p> <p>報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については10件です。総合計については、10ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地30筆のうち田12筆、畑18筆、合計面積</p>

	<p>30,917㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について番号1番を最適化推進委員14番説明をお願いします。</p>
推進委員 14番	<p>番号1番についてご説明いたします。こちらは令和4年4月5日付けで、所有権移転売買ということで農地法第3条の許可を受けてありました。しかし、許可後に債務不履行のまま渡し人が死亡し、売買契約について解除となったため、今回取消申請をされるものです。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番について最適化推進委員29番説明をお願いします。</p>
推進委員 29番	<p>番号2番についてご説明いたします。こちらは令和7年3月5日付けで、所有権移転贈与ということで農地法第3条の許可を受けられました。しかし、許可後に都合により贈与契約について合意解除となり、今回取消申請をされるものです。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 12ページをお願いします。 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員1番をお願いします。</p>
<p>推進委員 1番</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明を農業委員22番をお願いします。</p>
<p>農業委員 22番</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を最適化推進委員13番をお願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望</p>

13番	<p>と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、申請地の近くに実家があり親名義の隣接する農地を既に耕作されており、今回取得される農地も含めて、一体的に利用される予定です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
農業委員 5番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を農業委員5番お願いします。</p>
議長	<p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、申請地の近くに居住されており、農業の経験もあるということです。今回、申請地では自身が経営される精肉店で販売する薬味や米などを耕作される予定です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
推進委員 40番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員40番お願いします。</p>
議長	<p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員40番お願いします。</p>
推進委員 40番	番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員40番お願いします。</p>
推進委員 40番	番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を最適化推進委員28番お願いします。</p>
推進委員 28番	番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

<p>推進委員 26番</p> <p>議長</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を最適化推進委員26番お願いします。</p> <p>番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員 15番</p> <p>議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を農業委員15番お願いします。</p> <p>番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小 と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 28番</p> <p>議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を最適化推進委員28番お願いします。</p> <p>番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小 と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

<p>推進委員 23番</p> <p>議長</p>	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員23番お願いします。</p> <p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 28番</p> <p>議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員28番お願いします。</p> <p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、現在福岡市在住で週末は飲食店を経営されています。このたび、黒木町大淵に家を購入され、平日はこちらで営農されます。農業技術は黒木町在住の知人及び親戚の方より習得され、水稻・野菜を耕作されます。栽培された作物は自家消費及び経営されている飲食店で使用予定です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p>

<p>推進委員 3 2 番</p>	<p>続いて番号 1 4 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号 1 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 5 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。</p>
<p>推進委員 4 3 番</p>	<p>番号 1 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 6 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。</p>
<p>推進委員 4 3 番</p>	<p>番号 1 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>農業委員 17番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明を農業委員17番お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 43番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を最適化推進委員43番お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 45番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番の説明を最適化推進委員45番お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号19番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、申請農地とあわせて住宅も購入されています。星野村で生活しながら、自家消費用の米や野菜を栽培される予定です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

<p>農業委員 13番</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番の説明を農業委員13番お願いします。</p> <p>番号20番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員6番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号21番の説明を農業委員6番お願いします。</p> <p>番号21番についてご説明いたします。譲り渡し人の死因贈与と、譲り受け人の死因贈与による所有権移転贈与の申請です。 死因贈与とは生前に贈与者と受贈者が合意して契約を締結し、贈与者が死亡した際にその効力が生じることになります。 今回、受け人は贈与者の妻であり法定相続人になります。また死因贈与の契約が訴訟により認められ、効力が発生しており今回申請されたものです。 なお、判決につきましては贈与を原因とする渡し人の持分を全部移転手続きをせよとなっております。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>推進委員 23番</p> <p>議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号22番の説明を最適化推進委員23番お願いします。</p> <p>番号22番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 28番</p> <p>議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号23番の説明を最適化推進委員28番お願いします。</p> <p>番号23番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は、ブルーベリー・ハーブを耕作され、農業技術は知人の農業者より習得されます。ハーブ栽培後は、ドライハーブやアロマ等に加工し販売予定です。 まずは、直売所等へ出品予定であり、将来的にはご自身の店舗で販売を目指されます。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 29番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号24番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p> <p>番号24番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲り受け人は、申請農地に隣接する宅地部分もあわせて購入され、農家の知人の指導を受けながら、自家消費分の野菜を作付けされる予定です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号25番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p>
<p>推進委員 29番</p>	<p>番号25番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか3名の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>申請地は、現在5名の共有となっておりますが、そのうち4名の共有持分を譲り受け人である田中氏に所有権移転されるものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。番号26番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p>
<p>推進委員 29番</p>	<p>番号26番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか3名の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>譲り受け人は、以前より知人の農作業の手伝いをされており、農作業経験はあります。自家消費分の野菜を作付けされ、余剰分は家族が経営する飲食店で使用される予定です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号27番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p>
推進委員 30番	<p>番号27番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 21ページをお願いします。 議案第49号 八女市農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は1件です。</p> <p>詳細をご説明します。利用権設定件数1件で貸借期間は30年の新規になります。権利を設定する土地1筆、合計面積2,500㎡です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員4番説明をお願いします。</p>
農業委員 4番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は下津江公民館の西430mにある農地です。(議案書朗読) この土地を売買により譲り受けられて、共同住宅用地(3棟6戸)として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
議 長 推進委員 5番	<p>現地調査の報告を最適化推進委員5番お願いします。</p> <p>9月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水とともに北側にある既設埋設管を通して排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事</p>

事務局	<p>に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、市街地等で公共施設、公益的施設が整備された区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員16番説明をお願いします。</p>
推進委員 16番	<p>番号2番についてご説明いたします。申請地は八女インターチェンジの北330mにある農地です。（議案書朗読）</p> <p>この土地を売買により譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地（2区画）として利用するための申請です。</p> <p>申請地の周囲にある農地は譲り渡し人の農地のみで、隣接するほかの方の農地はありません。水利の承諾は得られており問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員7番をお願いします。</p>
農業委員 7番	<p>9月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は北側の公共下水道で処理され、雨水は北側側溝へ排水されます。隣接する農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員16番説明をお願いします。</p>

<p>推進委員 16番</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。申請地は八女インターチェンジの北330mにある農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を売買により譲り受けられて、資材置き場用地として利用するための申請です。申請地の周囲にある農地は譲り渡し人の農地のみで、隣接するほかの方の農地はありません。水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>現地調査の報告を農業委員6番お願いします。</p>
<p>農業委員 6番</p>	<p>9月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて最適化推進委員20番説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 20番</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。申請地は豊岡運動場より西に約200mに位置する農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を貸借され、事務所および駐車場として利用するための申請です。隣接する農地の承諾もあり、問題はないと思います。</p>

議 長	現地調査の報告を農業委員 1 5 番お願いします。
農業委員 1 5 番	9 月 3 0 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽により処理され西側の排水路に排水されます。雨水については地下への自然透水および東側、西側の排水路にそれぞれ排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上をもって議案の審議を全て終わります。 お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(閉会宣言 15 時 7 分)</p> <p style="text-align: right;">令和 7 年 1 0 月 7 日</p> <p style="text-align: center;">議 長 月 足 靖 彦</p> <p style="text-align: center;">1 0 番 高 山 和 典</p> <p style="text-align: center;">1 1 番 國 武 覚</p>